

## 課題研究委員会設置規則

### (目的)

第1条 本制度の目的は、特定非営利活動法人日本小児循環器学会（以下、“本学会”と表記する）の組織を利用して、多施設または全国規模において、小児循環器学の将来にとって特に重要と考えられ、国際的な成果（英文論文）につながる研究を支援、遂行することにある。

### (研究課題の公募)

第2条 研究課題は公募を原則とし、その採択は研究委員会（課題に対する研究委員会と区別するために以後、本学会学術委員会所属の研究委員会を研究委員会と表記し、各課題に対して研究遂行を目的として設立される委員会を課題研究委員会と記す）が行い、学術委員会、および理事会の承認を経て、評議員会と総会に報告する。

2. 研究課題は多施設または全国規模の研究とし、基礎、臨床の別は問わない。研究委員会、および学術委員会より要望課題を示す場合がある。
3. 研究課題の申請者（以下、“研究責任者”と表記する）は、本学会評議員であることを原則とする。但し、研究責任者が本学会員であれば、共同研究者に1名以上の本学会評議員が含まれる場合はこの限りではない。また、多施設研究など多くのデータを取り扱う臨床研究においては、研究責任者を含めて少なくとも3名以上の研究チームで応募することが推奨される。

4. 研究課題に、以下A、Bの2種類を設ける。

課題A：公募課題のなかから研究委員会が採択した研究課題に対して、同委員会が課題研究委員会を設置し、学会からの経費補助を受けて遂行する最重要研究課題であり、文部科学省科学研究費助成事業、厚生労働省厚生労働科学研究補助金事業または日本医療研究開発機構からの支援を得ていないものとする。採択された課題研究は、学会からの経費補助を受けている期間、文部科学省科学研究費助成事業、厚生労働省厚生労働科学研究補助金事業または日本医療研究開発機構の支援を得ることはできない。研究期間を概ね3年間と想定し、毎年1題程度の課題を採択するが、本学会の予算、課題の予算規模に応じて課題数は変動しうる。1課題当たりの予算の上限は年間100万円とするが、研究期間が3年を超える場合においても、本学会から支出する経費補助の総額は300万円を超えないものとする。

課題B：学会からの経費補助を受けないが、小児循環器学会が推奨する重要課題。

5. 応募する研究課題は、課題A、課題Bともに、申請の時点で、申請者施設の倫理委員会もしくは日本小児循環器学会の倫理委員会の承認を必要とする。多施設共同研究に関しては、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」に基づき、中央施設での一括審査を推奨する。採択後に委員や研究内容に変更が生じた場合は、倫理委員会に速やかに変更を申請する。
6. 研究遂行の実現性を評価するために、研究計画書とは別に研究責任者の自己評価表（別紙1）を提出することが義務づけられる。
7. 研究委員会は提出された研究計画書と自己評価表を基に、①：研究の独創性；②：研究結

果がもたらすインパクト；および③：研究遂行の実現性の3項目についてそれぞれ5段階評価を行い、課題Aへ応募した研究の中から最上位評価の課題を1題、課題Bについては上位評価の課題の中から1～3題程度を採択する。但し、課題Aについては得点が最上位であっても、研究遂行の実現性に問題があると考えられる課題については、採択を見送る場合がある（課題Aの採択を行わない年度もある）。

8. 課題AもしくはBに採択された研究責任者は、その後に開催される研究委員会へ出席し、研究計画についてのプレゼンテーションと本学会に要望する支援について協議することが義務づけられる。

#### （課題研究委員会の設置）

第3条 研究委員会は、選択された全ての研究課題に対して、課題の内容に鑑み、研究の遂行に適任と思われる課題担当委員を2－3名選出し、研究責任者、共同研究者および課題担当委員で構成される課題研究委員会を設立する。課題担当委員は原則として研究委員会、または学術委員会から選出され、研究委員または学術委員の任期が終了した後も課題研究の終了までは課題担当委員として研究の支援に当たる。研究委員会もしくは学術委員会に属さない本学会評議員のなかに、課題担当委員として特に適任であると思われる評議員がいる場合は、課題研究委員会に加わるよう依頼する場合がある。また、課題研究委員会設置後でも、必要があれば研究委員会での協議によって課題担当委員を追加することができる。

2. 課題研究委員会は研究責任者、共同研究者および課題担当委員で構成され、構成員は原則、本学会員とする。課題担当委員は原則として研究が円滑に遂行されるための支援を行うのみであり、研究遂行の主体は研究責任者と共同研究者にある。
3. 課題研究委員会は、成立後速やかに会合を開き研究計画書を作成し研究委員会へ提出する。研究計画書には以下の内容を明記すること：研究組織、背景、目的、方法、期限（概ね3年を目安とするが、研究内容によっては長期に及ぶものでも可）、結果の予測、経費および資金管理責任者の氏名と肩書き）。
4. この研究計画書は、文部科学省科学研究費助成事業、厚生労働省厚生労働科学研究補助金事業または日本医療研究開発機構による公募における申請書に準じたものとし、研究委員会、および学術委員会で検討の後、理事会での承認を経て、評議員会、総会に報告する。
5. 課題研究委員会の課題担当委員に求められる仕事は、研究が円滑に遂行されるための支援（研究計画書作成についての助言、研究の進捗状況の管理、または研究委員会への窓口としての役割）のみに限定される。しかし、課題研究への支援の内容が共著者としての仕事に相当するものに拡大した場合は、例外的に課題担当委員を共著者に入れることを認める。但し、課題担当委員が共著者に入る場合は、研究委員会と学術委員会での承認を必要とする。
6. 課題担当委員は研究課題が学会発表もしくは論文発表されるまでは、研究の内容についての守秘義務を有する。研究責任者は課題担当委員が守秘義務を果たしていないと判断したときは、研究委員会へ報告のうえ課題担当委員の変更を申請することができる。

#### (経費の補助)

第4条 課題Aの課題研究委員会は、研究費の補助を本学会から受けることができる。

2. 経費の補助については、本学会の総予算と研究内容に応じて、研究委員会、および学術委員会で審議され、理事会で決定される。
3. 経費の補助は原則として初年度に研究期間を通した総額を決定した上で行う。
4. 経費補助の支給は総会において予算案が承認された後に開始される。
5. 9月1日を研究年度の開始日と設定することから、経費補助の支給は総会での承認後から、9月1日までの間に行われる。

#### (年次報告と研究の継続)

第5条 課題Aの課題研究委員会は、毎年の研究年度終了前に、活動状況、研究成果、会計を研究委員会に報告（紙面での報告と研究委員会でのプレゼンテーション）をすることが義務づけられる。課題Bの課題研究委員会は、毎年の研究年度終了前に、活動状況、研究成果を研究委員会に紙面にて報告しなければならない。年次報告は、当該課題研究委員会の課題担当委員を除く研究委員会、および学術委員会委員による審議の上、理事会の承認を経て、評議員会、総会に提出する。

2. 年次報告が不適切と判断された場合には、研究委員会は年次報告の再提出、または研究委員会でのプレゼンテーション・ヒアリングを求めることができる。年次報告の内容によっては、研究委員会は研究の継続を認めない場合がある。
3. すべての課題研究委員会は学術集会において、毎年の活動状況と研究成果を報告しなければならない。
4. 研究責任者が研究期間の途中での異動・病気などの理由により研究継続が困難となった場合には、共同研究者が研究を引き継ぐことができる。但し、研究委員会への報告と承認を要する。尚、研究を引き継ぐ共同研究者がいない場合には、研究委員会へ報告のうえ、学術委員会と理事会での審議により研究継続の可否を判断する。

#### (課題研究委員会の終了)

第6条 研究責任者は、研究計画書に示した研究期間内に研究を終了しなければならない。そして、研究の終了をもって課題研究委員会も終了する。

2. 課題Aの研究責任者は、研究終了後半年以内に、決算を含む研究報告書を本学会ホームページ及びNews Letter上で発表するとともに、原則として1年以内に、その成果を英文誌に投稿しなければならない。課題Bの研究責任者は、研究終了後半年以内に、研究報告書を本学会ホームページ及びNews Letter上で発表するとともに、原則として1年以内に、その成果を英文誌もしくは日本小児循環器学会雑誌に投稿することが望ましい。
3. やむを得ない理由により、研究期間の延長が必要な場合は、その事由と期間の延長により得られる成果の見通しを記載した申請書を研究委員会に提出し、学術委員会、および理事会の承認を得なければならない。
4. 延長期間は原則として1年とする。それ以上の延長および同一と考えられる研究内容の再

申請は認めない。

(課題研究委員会の取り消し)

第7条 課題研究委員会は、その研究活動が本学会の目的に著しく反した場合や、研究状況や倫理上の問題などから研究の継続が適切でないと認められた場合、または年次報告及び研究成果の発表がない場合には、研究委員会、および学術委員会における審議のうえ、認定を取り消されることがある。

2. 認定の取り消しには理事会の承認を必要とする。
3. 認定の取り消しを受けた課題研究委員会の代表者については、一定期間、同一と考えられる研究の再申請および他の研究の新規の申請を制限されることがある。

(公示)

第8条 本学会は「日本小児循環器学会研究委員会」に関する必要な事項を、本学会機関紙およびホームページに公示するものとする。

(改正)

第9条 本規則の改正については、理事会の議を経て承認し、評議員会、総会に報告する。

付則

(施行期日) この規約は、平成28年9月22日から施行する。

(改訂期日) この規約は、令和4年2月1日から改訂する。